



会社で働けなくなった外国人の方に

新型コロナウイルスのために、仕事ができなくなった技能実習生など外国人の方が、引き続き日本で仕事ができるよう、しばらくの間、特別に、**最大1年間、働くことができる「特定活動」の在留資格を認める**こととしています。

在留資格をもらえる方

次の方で、別の会社と契約（注）した方

- 会社をやめると言われるなど、研修ができなくなった技能実習生
- 会社をやめると言われるなど、仕事ができなくなった外国人労働者
（例：在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」など）
- 採用が取り消された留学生 など

（注）特定技能の分野だけです。



手続の方法

近くの地方出入国在留管理局・出張所に、「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を申請してください。

会社をやめると言われた方で、別の会社を見つけることが難しい場合は、国のサポートで、会社とのマッチングを受けることができます。



お問い合わせは近くの地方出入国在留管理局・出張所まで

連絡先 <http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>



マッチング支援の流れ

STEP 1

名前、連絡先、希望する分野（特定技能の分野）など必要な情報を「個人情報の取扱いに関する同意書」に書いて、提出してください（注）。

（注）「特定技能」の在留資格の方は地方出入国在留管理局に、「それ以外の在留資格」の方は、出入国在留管理庁に提出してください。

STEP 2

出入国在留管理庁から、関係省庁などを通じて、仕事を紹介する機関に提供

STEP 3

仕事を紹介する機関が、あなたと新しい会社をマッチング

STEP 4

新しい会社と契約

STEP 5

「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を地方出入国在留管理局・出張所に申請、許可

